

新型コロナウイルス感染症及び、
それに起因する原油価格並びに物価高騰の影響を受けている

観光関連事業者を支援します

いずれかの年の任意の
連続する**3か月**

令和元年(平成31年)

令和2年

令和3年



3か月の平均売上額が
20%以上減少している
事業者を支援します

支援金額

平均売上額の減少額

(上限30万円)



令和4年**1月~12月**の同期間

【支援対象者】

- ・ 養老町観光協会会員であること。
- ・ 町内において、専ら観光客等を相手に直接サービス等を提供する事業者であること。
- ・ 事業に係る必要な許認可等を受けて営業していること。
- ・ 町内に居住し住民基本台帳に登録されている者又は町内に事業所を有する事業者であること。
- ・ 個人にあっては、町税（国民健康保険税を除く。）、法人等にあっては、法人等及びその代表者に係る町税の滞納がない者。

【申請期限】

令和**5年1月31日**🔥まで

申請書を役場産業観光課に提出してください。
(申請書は町ホームページまたは産業観光課窓口で取得できます。)

【お問い合わせ先】

養老町役場産業観光課 TEL 32-1108